

大里用水だより

令和6年7月発行

第19号

発行者 〒360-0045 熊谷市宮前町2丁目44番地

大里用土地改良区

理事長 夏目亮一

TEL (048) 521-0433

FAX (048) 521-0441

Email: oosatoyousui@ksf.biglobe.ne.jp

URL: <http://osatoyousui.jp>

改良区の概要(令和6年1月現在)

組合員数: 5,204人

地積: 田 2,650ha・畑 72ha



県費単独土地改良事業 屈戸地区

〔お も な 内 容〕

- 理事長あいさつ
- 土地改良区からのお願い
- 通常総代会議決内容
- 令和4年度財務状況の公表
- 令和5年度事業の実施状況
- 令和6年度歳入歳出予算
- 令和6年度事業の概要
- 令和6年度賦課金等
- お知らせ

理 事 長 あ い さ つ



夏 目 亮 一

まずは、元旦に発生した能登半島地震で亡くなられた方々に心からお悔やみ申し上げるとともに、被災者の皆様にお見舞い申し上げます。

さて、改めて昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が5月に2類から5類感染症に引き下げられて1年が経過し、日常生活が徐々に戻ってきました。その一方、3年目となったロシアのウクライナへの侵攻の収束の見通しは不透明であり、また、為替円安の影響などにより、肥料価格や資材価格、電気料金等は依然高い水準の傾向にあり、組合員の皆様方の生活に影響を及ぼしていることと思います。

ところで、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法では、「人・農地プラン」が「地域計画」として位置づけられ、令和7年3月までに市街化区域以外のすべての農地を対象に地域計画を策定することが義務づけられました。地域計画は、目指すべき将来の農地利用の姿を地域の農業者、農協、土地改良区、市町村、農業委員会、県が協議し、誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに決めていくものです。それと共に、10年後の農地利用の姿を示した「目標地図」を作成します。また、地域計画では次の世代に良好な農地を使いやすいように、農地中間管理事業を活用し農地の集積・集約を進めていきます。これまで組合員の皆様方のご努力で守り続けてきた農地を、次世代に着実に引き継いでいくため、地域の関係者が一体となって話し合い、より良い地域計画が策定されるようご協力をお願いします。

話は変わりますが、農林水産省の令和6年度の農林水産予算の概要ですが、前年度と比べ農業農村整備事業は100.1%と僅かに増加したものの、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。土地改良施設の老朽化、組合員の高齢化による離農や荒廃農地の増加など、多くの課題に直面しております。当改良区といたしましても、限られた予算の中で、組合員皆様方の意見が反映されるよう、適切な事業運営を確保しつつ、より一層の効率化を目指して努力してまいります。

終わりに現在の土地改良区の運営につきましても、相当厳しい状況でございますが役員一丸となって土地改良区の発展のため尽力していく所存でございますので、これからも組合員皆様方の更なるご支援をお願い申し上げ、発刊の挨拶とさせていただきます。

土地改良区からのお願い

世界情勢の不安定化などを背景とした燃料価格高騰の影響より、電気料金は依然として高い水準を維持しています。このような状況下、国の電気料金等への補助金制度「電気等価格激変緩和対策事業」は本年 5 月使用分で終了しており、**前年度以上の経費増加**が見込まれます。

その一方で、土地改良区令和 4 年度一般会計収支決算に目を向けますと、積立資産の取崩が常態化する**極めて厳しい財政状況**となっており、このままの状態が継続されますと、組合員の皆様に負担増をお願いせざるを得ない状況となることを大変危惧しております。

この様な状況をご理解いただくとともに、**下記のチェックポイントを再点検**していただき、引き続き農業用水の節水・節電にご協力いただきますようお願い申し上げます。

主な節水・節電のチェックポイント

- ①給水口・給水栓・排水口を開けたまま「**かけ流し**」していませんか？

かけ流しによって末端区域では慢性的な用水不足に苦慮しています。

かけ流しは厳禁ですので絶対におやめください。

- ②パイプライン区域で複数の給水栓を開けたままにいませんか？

また、用水路の上流区域で給水口が数多く開けていませんか？

代かき期や出穂期等の水使いが集中する時期等は、末端区域の組合員等に「思いやり」を持った水使用をお願いいたします。

- ③**降雨時や夜間、間断かん水期等**は、給水口・給水栓等を閉めていますか？

水稻の**生育に支障を来さない時期**には、**給水口・給水栓・排水口の小さな開閉操作の徹底**をお願いいたします。

- ④それぞれの水利・維持管理組合の指示、又は、その地域の申し合せに従った水使用を行っていますか？

各地域に沿った水使用を行い、他の組合員の方との水使用情報を共有し効率的な水管理によるポンプ運転時間の短縮等に努めるようお願いいたします。



通 常 総 代 会 開 催

第18回通常総代会が、令和6年3月15日熊谷文化創造館さくらめいとにおいて開催されました。来賓に埼玉県大里農林振興センター副所長 長島 敦様を迎え、議長には、新井清澄氏を選出して8議案が上程され、いずれも原案どおり可決されました。提案した8議案は次のとおりです。

提 出 議 案

- 第 1 号 令和4年度事業報告、一般会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 第 2 号 令和5年度一般会計収支補正予算の専決処分の承認について
- 第 3 号 令和6年度経費の賦課及び徴収方法等について
- 第 4 号 令和6年度事業計画について
- 第 5 号 令和6年度長期借入金について
- 第 6 号 令和6年度一般会計収支予算について
- 第 7 号 令和6年度歳計現金・積立金の預入先について
- 第 8 号 過年度賦課金の不納欠損処分について
- 報告事項 令和5年度土地改良事業の実施状況について



理事長あいさつの様子



議案裁決の様子

令和 4 年度財務状況の公表(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

● 一般会計歳入歳出決算

歳 入		歳 出	
科 目	決算額(円)	科 目	決算額(円)
1 土地改良事業収入	86,083,481	1 土地改良事業費支出	160,133,783
2 附帯事業収入	35,838,850	2 一般管理費支出	62,022,697
3 特定資産運用収入	922	3 土地改良事業負担金支出	16,053,000
4 補助金等収入	40,244,500	4 借入金返済支出	1,602,261
5 交付金収入	41,537,160	5 支払利息	98,329
6 雑収入	1,245,436	6 固定資産取得支出	120,890
7 借入金収入	15,000,000	7 特定資産積立支出	10,265,583
8 特定資産取崩収入	30,443,675	8 雑支出	42,565
9 繰越金	40,797,602	9 繰越金	40,852,518
		10 予備費	0
合 計	291,191,626	合 計	291,191,626

● 貸借対照表

資 産 の 部 (円)		負 債 の 部 (円)	
1 流動資産	112,716,016	1 流動負債	20,005,880
2 固定資産	4,684,931,752	2 固定負債	86,652,689
(1) 基本財産	0		
(2) 特定資産	4,601,921,617		
・所有・受託土地改良施設	3,850,344,252	負債合計	106,658,569
・財政調整積立資産	276,847,738	正味財産の部(円)	
・職員退職給付引当積立資産	50,039,369	1 指定正味財産	3,417,540,750
・役員退任慰労金積立資産	1,303,327	2 一般正味財産	1,273,448,449
・転用決済金積立資産	423,386,931		
(3) その他固定資産	83,010,135	正味財産合計	4,690,989,199
資産合計	4,797,647,768	負債及び正味財産合計	4,797,647,768

● 年度毎の積立資産増減状況 固定資産(特定資産)

科 目	R 4 増△減額(円)	R 3 増△減額(円)	R 2 増△減額(円)
財政調整積立資産	△16,580,000	△31,800,000	△4,000,000
転用決済金積立資産	△5,600,000	△13,453,636	△14,193,927
合 計	△22,180,000	△45,253,636	△18,193,927

● 令和 4 年度賦課金の徴収及び未納状況

科 目	予 算 額 (円)	調 定 額 (円)	徴 収 済 額 (円)	未 納 額 (円)
経常賦課金	76,164,000	76,092,619	74,420,965	1,671,654

令和5年度事業の実施状況

令和5年度は次の事業を実施しました。

1 県費単独土地改良事業

地区名	工 種	事 業 内 容	事業費(円)
中奈良1	用水路	U型水路 H400×B400 L=239.2m	12,000,000
玉 井	用水路	U型水路 H500×B500 L=285.5m	15,000,000
屈 戸	用水路	U型水路 H600×B600 L=176.5m	11,000,000
中奈良2	用水路	U型水路 H400×B400 L=199.1m	10,000,000
熊谷西部	揚水機場 パイプライン	高圧電線ケーブル交換 L=205m/3機場 パイプライン移設 L=27m VPφ125	6,306,300

※ 県及び市から補助金を受けて事業が行われました。

2 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	工 種	事 業 内 容	事業費(円)
石 橋 揚水機場	揚水機場	横軸両吸込渦巻ポンプ・モーター整備補修 φ250×37kw 2台 補機類及び制御盤内部品交換 1式	14,465,000
宮 島 揚水機場	揚水機場	電動仕切弁及びスイング式逆止弁の交換 φ250 各2台 計4台	
新1号支線 取水門	樋 水 門	制水門及び開閉機の交換 H1100×W1000 1門	3,300,000
京 田 堰	樋 水 門	取水堰の塗装及び開閉機内の部品交換 H2200×W6000 1門	8,294,000

※ 国、県及び市から補助金を受けて事業が行われました。

3 土地改良区単独事業

施設名	工 種	事 業 内 容	事業費(円)
藤 之 宮 揚水機場	揚水機場	自吸式渦巻ポンプ・モーターの交換 φ150×11kw 1台	2,904,000
京田用水路 本線分水堰	樋 水 門	分水堰の補修	

※ 市から補助金を受けて事業が行われました。

中 奈 良 1 地 区 改 修 中



改 修 後



玉 井 地 区 改 修 前



改 修 後



屈 戸 地 区 改 修 前



改 修 後



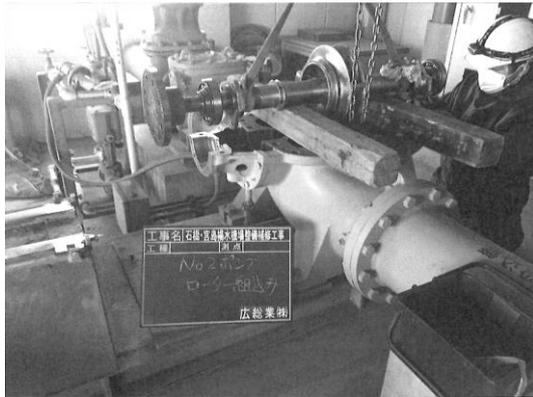
中 奈 良 2 地 区 改 修 前



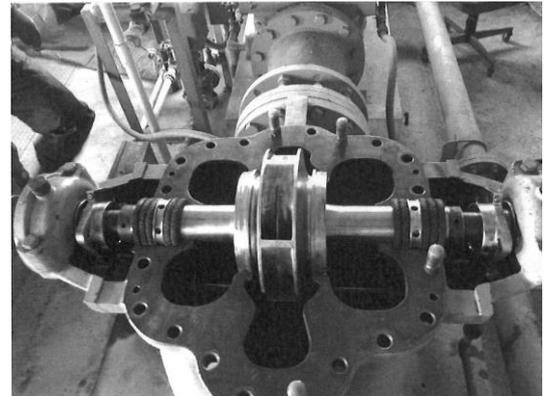
改 修 後



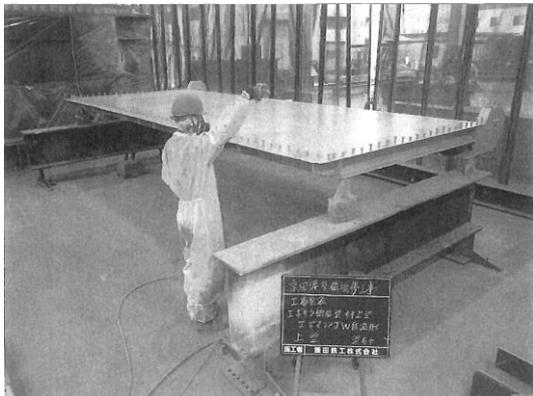
石橋揚水機場 設置中



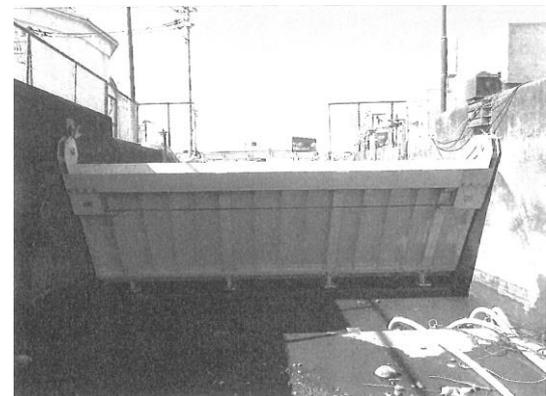
設置後



京 田 堰 塗装中



設置後



令和 6 年 度 事 業 の 概 要

令和 6 年度は次の事業を実施する予定です。

1 県費単独土地改良事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
下 増 田	パイプライン	パイプライン移設工 VPφ150 1箇所・他	
御正・吉見堰	揚 水 機 場	水中モーターポンプ交換 φ200×15kw 1台・他	

※ 県及び市から補助金を受けて事業が行われます。

2 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
中条第4揚水機場 取水ゲート	今 井	樋 水 門	取水堰の塗装及び開閉機交換 H1300×W3000 1門	第46期生 令和4年度加入 「防災減災」
久保島揚水機場	久 保 島	揚水機場	水中モーターポンプの交換 φ150×15Kw 2台 制御盤内部品交換 1式	第46期生 令和4年度加入

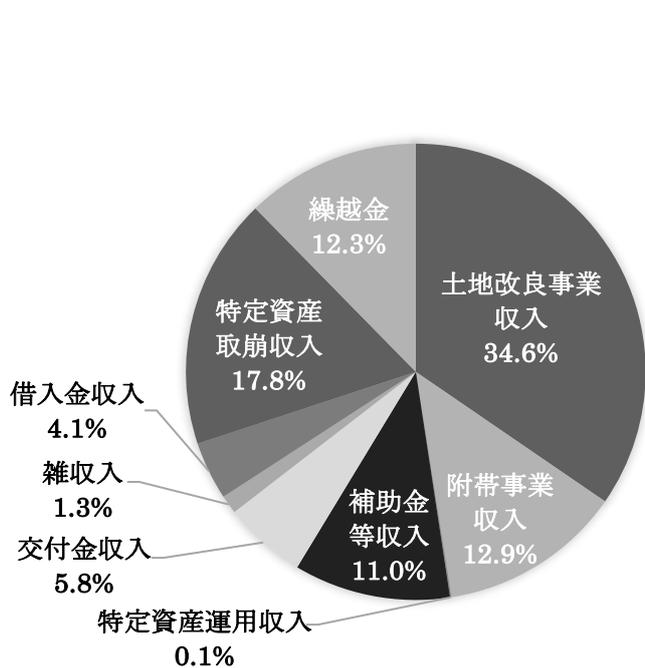
※ 国、県及び市から補助金を受けて事業が行われます。

令和 6 年 度 歳 入 歳 出 予 算

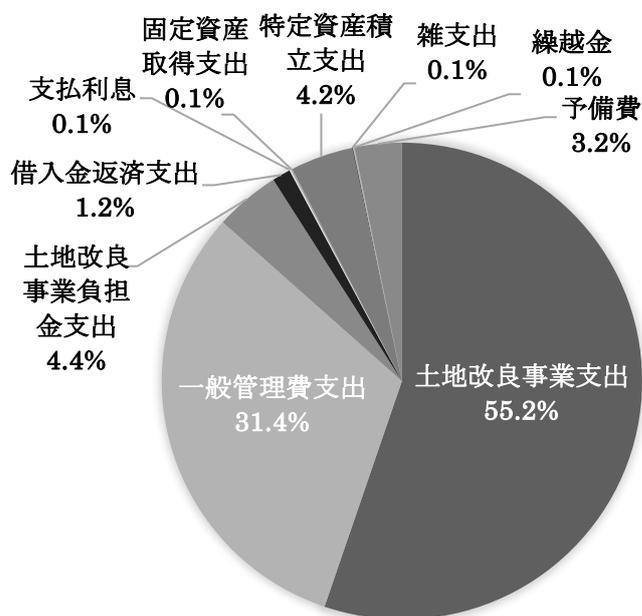
一般会計

歳 入		歳 出	
科 目	予 算 額 (円)	科 目	予 算 額 (円)
1 土地改良事業収入	87,448,000	1 土地改良事業費支出	139,666,000
2 附帯事業収入	32,600,000	2 一般管理費支出	79,355,000
3 特定資産運用収入	1,000	3 土地改良事業負担金支出	11,130,000
4 補助金等収入	27,822,000	4 借入金返済支出	3,135,000
5 交付金収入	14,761,000	5 支払利息	333,000
6 雑収入	3,305,000	6 固定資産取得支出	2,000
7 借入金収入	10,400,000	7 特定資産積立支出	10,662,000
8 特定資産取崩収入	45,002,000	8 雑支出	100,000
9 繰越金	31,045,000	9 繰越金	1,000
		10 予備費	8,000,000
合 計	252,384,000	合 計	252,384,000

一般会計収入割合



一般会計支出割合



※上記「%」は四捨五入された数字であり 0.1%以下の割合を「0.1%」表示しており合計 100%となりません。

令 和 6 年 度 賦 課 金 等

1 賦課金

賦課金は、組合員に対し定款の定めるところにより、当改良区が管理する水路等の土地改良施設の維持管理に必要な財源に充てる目的として毎年 4 月 1 日を基準に賦課される費用です。

なお、休耕、転作等を実施している農地についても、通常どおり賦課されますので、あらかじめご承知願います。

地 区 名		107-㎡当たり単価 (円)	備 考
第 1 区	奈良堰	全 区 域	2,700
		畑地灌漑	1,000
	玉井堰	全 区 域	2,700
第 2 区	大麻生堰	全 区 域	2,700
		成田堰	全 区 域
	荒川左岸	用排水区域	3,590
		用排水区域(旧県営荒中事業受益外)	3,040
		用水区域	2,700
		畑排水区域	2,930
	畑排水区域(旧県営荒中事業受益外)	2,380	
第 3 区	御正堰	全 区 域	2,700
	吉見堰	全 区 域	2,700

また、賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください。詳細は下記のとおりとなっています。

(1) 取扱金融機関

くまがや農業協同組合・ふかや農業協同組合・ほくさい農業協同組合・さいたま農業協同組合

(2) 申し込み方法

貯金口座振替依頼書に必要事項を記入、押印(届出印)し、本人が金融機関で口座の確認(照合)の上、上記農業協同組合に提出してください。なお、貯金口座振替依頼書は、当改良区事務所にあります。

(3) その他

一度契約しますと自動更新となりますが、組合員や引落口座の変更が必要な場合は、再度申請が必要になります。

ご 注 意 下 さ い ！

◆口座振替をご利用の方は、納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい。

◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため領収書の発行はしていません。
通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願いします。
ただし、領収書が必要な方は、ご連絡いただければ発行します。

組合員資格の交替があったとき

相続や売買等によって農地の所有権を移転したとき、又は、組合員資格の交替（耕作者変更等）があったときは、資格を取得した方と喪失した方とが連名で届出るよう土地改良法で定められています。届出には当改良区の**組合員資格得喪通知書**を使用してください。なお、この届出がない場合、**賦課金は従前の組合員（耕作者又は土地所有者）に賦課されます。また、農業委員会への届出や所有権移転登記を行っても当改良区の組合員は変更されませんので、必ず届出てください。**

土地改良法第 43 条(組合員の資格得喪の通知義務) 抜粋

「土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない」

なお、組合員資格得喪通知書はホームページよりダウンロードすることもできます。

よくあるお問い合わせ

- Q 親族等から農地を相続しました。相続の手続が終わってないのですが、どうしたらよいですか？
- A 土地改良法に基づき**組合員資格得喪通知書**の提出が必要となります。相続手続とは異なりご家族等で相談していただき、相続人代表者・予定者または農地管理者等を決めていただき手続きください。
- Q 農地を耕作者に貸しました。賦課金は所有者か耕作者のどちらが納入しなければなりませんか？
- A 貸し手と借り手の当事者間で決めていただく必要があります。双方合意に至りましたら、**組合員資格得喪通知書**を提出ください。組合員が賦課金の納入者となります。
- Q 稲を作付けしてなかったり、耕作を放棄して用水を使用していません。賦課金は掛かりますか？
- A 賦課金は、土地改良法、定款に基づき施設の維持管理に必要な財源に充てるために組合員皆様からご負担いただいております。用水利用の有無で賦課金額が変わることはありません。

2 農地転用決済金

市街化調整区域の農地を転用する場合は、農地転用等の通知及び地区除外申請書を提出してください。内容を審査した上で、意見書を発行します。その際には、農地転用決済金を納入していただきます。

市街化区域の農地転用には、改良区が発行していた受理証明書の添付が不要となりましたが、農地転用決済金を納入していただくのは、従来どおりです。

公共事業（道路・河川等）の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務づけられていますので、用地買収が行われる際は、事業主体（買収者）と十分な話し合いをしてから手続きくださいようお願いいたします。

農地転用決済金は、過去の水路改修工事や補修等に要した費用及び土地改良施設の維持管理費用相当額で、転用した後に残された水田・組合員に対して、過重な負担がかからないように土地改良法第 42 条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められています。

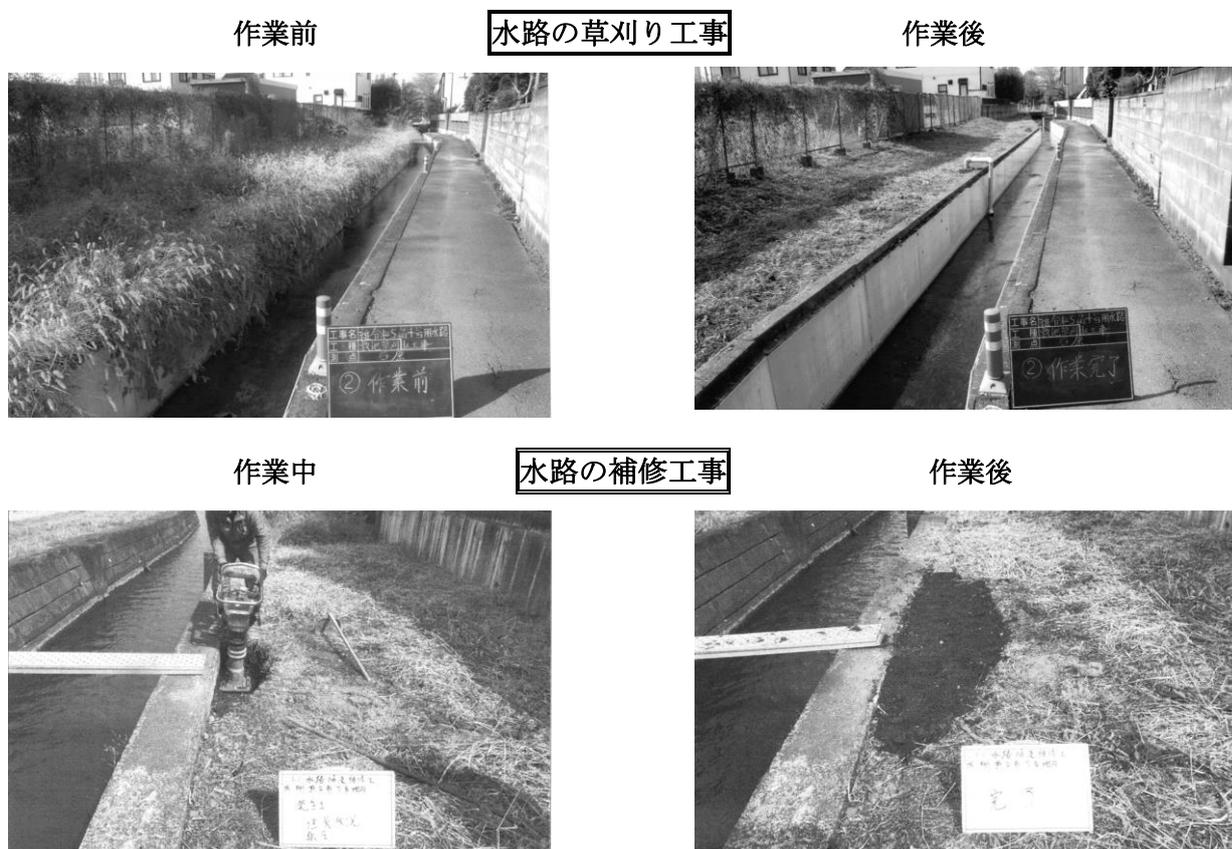
農 地 転 用 の 理 由	単 価
専用住宅の建設・公共用地等の目的により田を転用、田から畑に地目変更する場合	1 m ² につき 125 円

3 水路等管理施設使用料

用水路は稲の育成に欠かせない農業用水を水田に供給する施設ですが、下水道未整備地域では、止むを得ず排水放流を承認しているのが現状です。このため、生活排水を用水路等に放流等行う場合は、当改良区に施設使用承認申請を提出してください。内容を審査した上で、承認書を発行します。その際、使用料を納入していただきます。この費用は施設維持補修費や改修費用の一部（下記写真参照）に充てられ、通水断面を確保すると共に地域環境の向上に役立っています。

種 別	単 位	使用料 (税抜き)	備 考	
汚 水 等 の 放 流	家 庭 雑 排 水	1 世帯・一時金	90,000 円	・原則として、合併処理浄化槽のみ承認
	し尿浄化槽	合併	15,000 円	
		単独	30,000 円	
工 作 物 設 置	橋 梁	1 m ² ・一時金	15,000 円	
諸 管 埋 設	外 径 10 cm 以下	1 m・一時金	10,000 円	

また、施設使用料については口座振替を行っておりません。送付された納入通知書により指定金融機関の窓口にて納入くださるようお願いいたします。



4 事務手数料

農地転用に伴う意見書・施設使用承認書・各種証明書等の手数料は 1 件につき 2,000 円 (税抜き) です。
施設使用料及び事務手数料については、別途消費税が加算されます。

5 各申請等様式

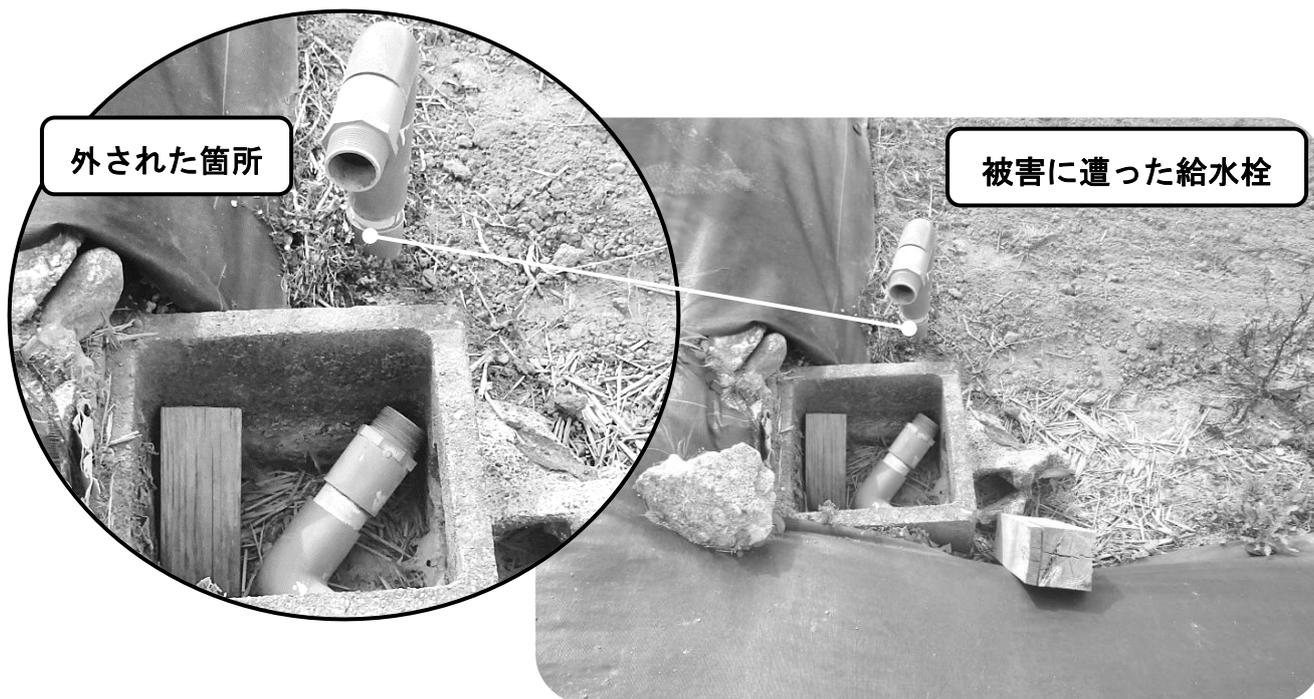
農地転用等の通知及び地区除外申請書及び施設使用承認申請等はホームページよりダウンロードできます。

お 知 ら せ

△盗難にご注意ください△

本年5月22日、熊谷市拾六間地内において、何者かが農地に無断で侵入し、合金製の給水栓（計57箇所）を取り外して盗む窃盗事件が発生したため警察に被害届を提出しました。

今般の鉄等の買い取り価格高騰による転売目的の犯行と思われ、引き続き警戒を要する状況にあると考えております。



なお、復旧工事はすでに終わっており、再発防止対策として塩化ビニール製の給水栓へと変更しました。組合員の皆様におかれましては、合金製給水栓や鋼製蓋、農耕機械、農作物等の盗難被害には十分ご注意ください。なお、不審車両等を目撃された場合は車両のナンバーをひかえる等、緊急な場合は直ちに警察に通報（110番）ください。また、土地改良施設の盗難を発見した時は当改良区にご連絡ください。

再発防止対策



取水量の増加と水路のゴミについて

農繁期を迎えますと取水量も増加します。特に幹線水路等ではかなりの水量が流れていますので、ゲート操作時などは十分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の付近で遊んでいる場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、事故の未然防止にご協力をお願いします。

また、水路に草刈りをした後の草やゴミなどは流さないで下さい。ゴミが下流のスクリーン等に引っ掛かることが原因で、通水に支障をきたし下流に水が行かない場合がありますし、大雨などで河川が増水した場合、それが堰となり水路が氾濫する恐れもあり非常に危険です。当改良区としても除塵機を設置し、役職員によりスクリーンや分水ゲート等のゴミの除去を行っていますが、ゴミの処分には多額の費用もかかりますので、皆さんにもご協力をお願いします。



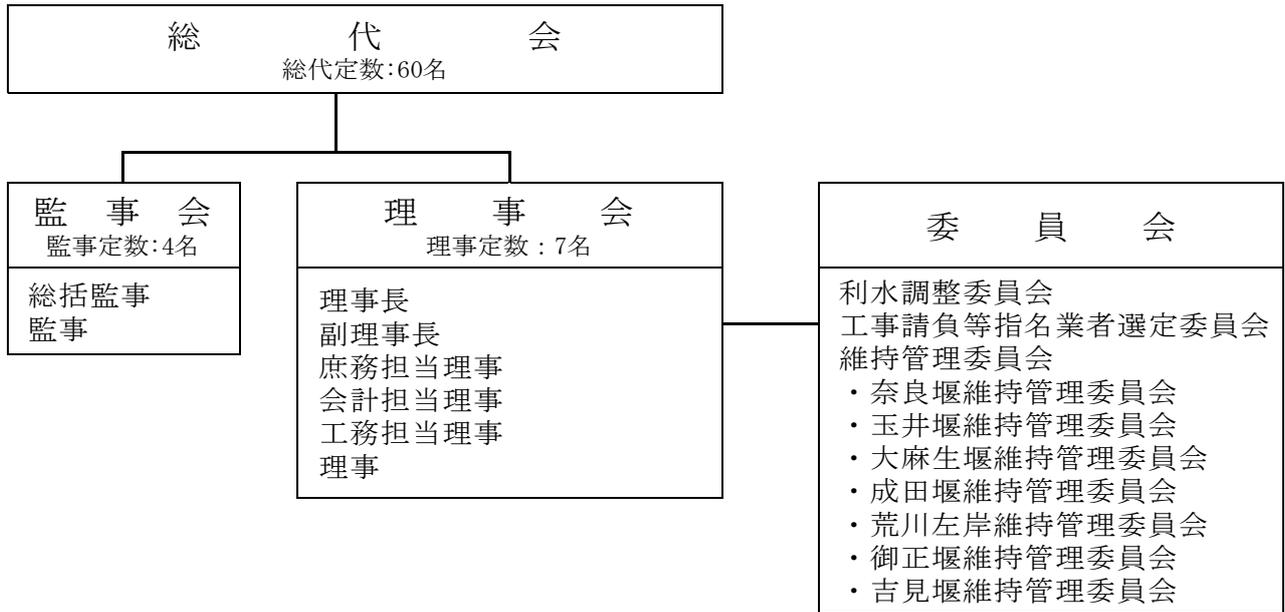
意見交換会を実施しました

昨年11月に「宮崎雅夫」参議院議員と意見交換会を実施しました。

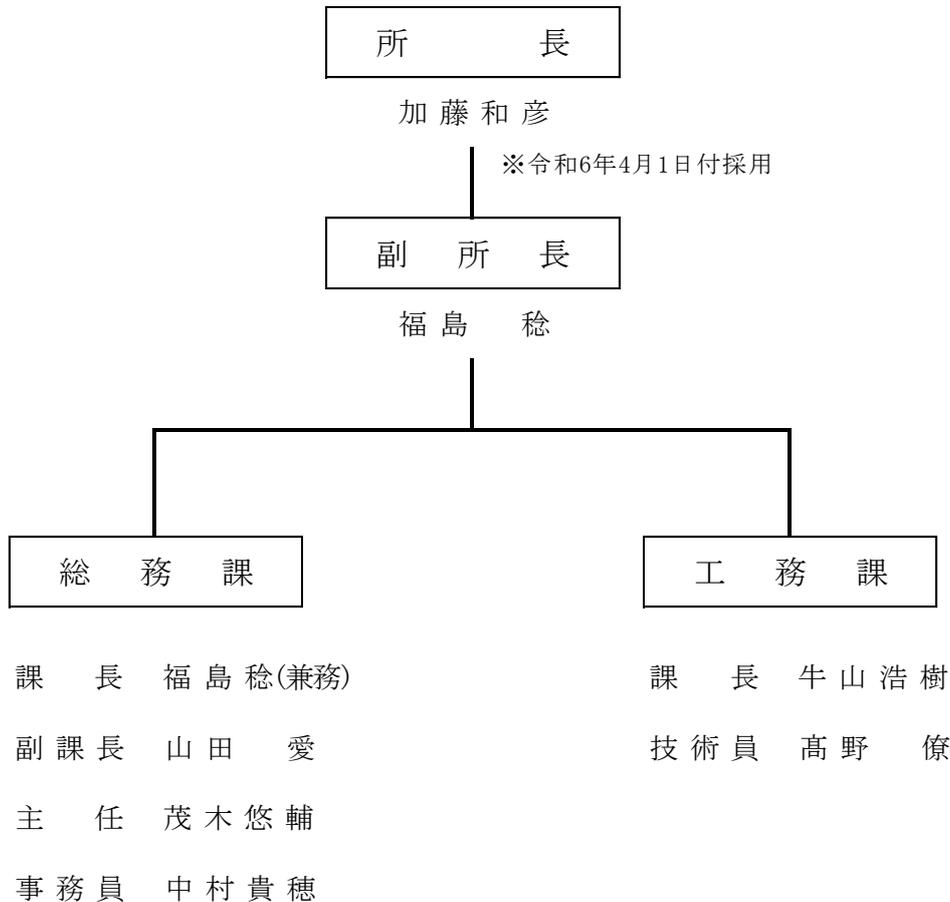
宮崎議員は、昭和38年に兵庫県にお生まれになり、昭和62年に農林水産省入省され平成29年で退任されました。翌年には「土地改良は未来への礎」を標語に政治活動をはじめられ、令和元年7月第25回参議院議員通常選挙全国比例にて当選され、令和3年10月から令和4年8月までは「農林水産大臣政務官」を努められました。現在は参議院農林水産委員会並びに予算委員会理事をとして第一線でご活躍されています。宮崎議員とは「土地改良区に対する財政支援」「国産米輸出による米価底上げ」等について意見交換を行い「引き続き皆様からの声に耳を傾け制度の改正・予算の確保等に全力で取り組んでまいります」とのお返事をいただきました。



土地改良区組織



事務局



令和6年3月31日付定年退職者：飯島昌弘・岡田由美

農業用水の取水について

組合員の皆さんが使用する農業用水は、荒川の水を六堰頭首工から取水し、各地区の水田に供給しています。取水量の管理については、河川法の許可に基づき毎年取水計画を立てて適正に管理していますが、六堰頭首工から取水できる量は期間によって決められていますので、水の有効利用にご協力をお願いします。

- ◆ 代掻きや田植えに伴う本格的な用水量の増加は、**毎年6月16日**からとなっていますのでご協力をお願いいたします。

◎ 取 水 量 表

期 間	5月11日から 6月15日まで	6月16日から 6月25日まで	6月26日から 9月25日まで	9月26日から 5月10日まで
最大取水量	4.591m ³ /s	16.875m ³ /s	13.297m ³ /s	1.552m ³ /s
年間総取水量	129,357千m ³			

- ※ 最大取水量は、その期間内に六堰頭首工から最大に取水できる量です。
年間総取水量は、六堰頭首工より1年間に取水できる総量です。
取水量については、山王用土地改良区の取水量も含まれています。

